



# 広島県報

号 外  
第 148 号

発行者 広 島 県  
発行所 広島県総務部  
総務管理局文書法制室  
購読料 月額 2,700円

## 目 次

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例	……………	(こども家庭支援室)	七
特別職等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	……………	(人事室)	〇
広島県福祉のまちづくり条例及び広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例	……………	(行政管理室)	〇
県立学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例	……………	(大学企画管理室)	一
消防職員等に対する賞じゆつ金の授与に関する条例の一部を改正する条例	……………	(危機管理室)	一
広島県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例	……………	(国保医療室)	一
広島県屋外広告物条例の一部を改正する条例	……………	(都市総務室)	一
広島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例	……………	(港湾管理室)	一六
警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例	……………	(警察本部)	一六
知事の附属機関の設置に関する条例を廃止する条例	……………	(行政管理室)	一七
広島県食育基本条例	……………	(行政管理室)	一七
広島県文化芸術振興のまちづくり推進条例	……………	(以上県法規記載)	二〇

### 公布された条例のあらまし

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例(条例第四十六号)(こども家庭支援室)

一 制定の理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が制定され、小学校就学前の子どもに対する教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を条例で定めることとされたことに伴い、必要な事項を定めた。

#### 二 条例の内容

##### 1 職員の配置

- (一) 認定こども園には、認定こども園の長一人を置かなければならない。
- (二) 認定こども園には、子どもの保育に従事する職員を、子どもの年齢に応じて定める人数以上置かなければならない。この場合において、子どもに教育及び保育を提供している時間を通じて常時二人を下回ってはならない。
- (三) 認定こども園には、学級ごとに、学級担任を一人以上置かなければならない。

##### 2 職員の資格

- (一) 認定こども園の長は、規則で定める要件に該当する者でなければならない。
- (二) 満三歳に満たない子どもに保育に従事する職員は、保育士登録を受けた者でなければならない。
- (三) 満三歳以上の子どもに保育に従事する職員は、幼稚園の教員免許状を有し、かつ、保育士登録を受けた者(以下「併有者」といふ。)とする。ただし、知事が併有者となることが困難であると認めるときは、幼稚園の教員免許状を有する者又は保育士登録を受けた者に代えることができる。
- (四) 学級担任は、幼稚園の教員免許状を有する者(規則で定める場合)にあっては、保育士登録を受けた者を含む。)でなければならない。
- (五) 満三歳以上の子どものうち長時間利用児の保育に従事する職員は、保育士登録を受けた者(規則で定める場合)にあっては、幼稚園の教員免許状を有する者を含む。)でなければならない。

##### 3 学級の編制

- (一) 認定こども園においては、幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育を行い、又は学校教育法第七十八条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う時間について、満三歳以上の子どもで学級を編制しなければならない。

(二) (一)により編制された学級の一学級の子どもの数は、三十五人以下でなければならない。

4 園舎の面積

認定こども園の園舎の面積（満二歳以上満三歳に満たない子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設及び設備並びに満二歳に満たない子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設及び設備を除いたものの面積をいう。）は、学級数に応じて定める面積以上でなければならない。

5 施設及び設備

(一) 認定こども園には、次に掲げる施設及び設備を設置しなければならない。

(1) 保育室又は遊戯室

(2) 屋外遊戯場

(3) 調理室

(4) 満二歳に満たない子どもの保育を行う認定こども園にあっては、乳児室又はほふく室

(二) (1)の保育室又は遊戯室の面積は、満二歳以上の子ども一人につき一・九八平方メートル以上でなければならない。

(三) (1)の屋外遊戯場の面積は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 満二歳以上の子ども一人につき三・三平方メートル以上であること。

(2) 学級数に応じて定める面積に、満一歳以上満三歳に満たない子どもの数に三・三平方メートルを乗じて得た面積を加えた面積以上であること。

(四) (1)の乳児室の面積は新生児一人につき一・六五平方メートル以上、ほふく室の面積は満二歳に満たない子ども（新生児を除く。）一人につき三・三平方メートル以上でなければならない。

(2) 学級数に応じて定める面積に、満一歳以上満三歳に満たない子どもの数に三・三平方メートルを乗じて得た面積を加えた面積以上であること。

(四) (1)の乳児室の面積は新生児一人につき一・六五平方メートル以上、ほふく室の面積は満二歳に満たない子ども（新生児を除く。）一人につき三・三平方メートル以上でなければならない。

(四) (1)の乳児室の面積は新生児一人につき一・六五平方メートル以上、ほふく室の面積は満二歳に満たない子ども（新生児を除く。）一人につき三・三平方メートル以上でなければならない。

(四) (1)の乳児室の面積は新生児一人につき一・六五平方メートル以上、ほふく室の面積は満二歳に満たない子ども（新生児を除く。）一人につき三・三平方メートル以上でなければならない。

(四) (1)の乳児室の面積は新生児一人につき一・六五平方メートル以上、ほふく室の面積は満二歳に満たない子ども（新生児を除く。）一人につき三・三平方メートル以上でなければならない。

6 建物等の配置

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項の規定による認定を受けた幼稚園及び保育所等においては、それぞれの用に供される建物及びその附属設備を同一の敷地内又は隣接する敷地内に設置しなければならない。

7 教育及び保育の内容等

認定こども園においては、教育及び保育の内容が、就学前のすべての子どもを対象として満三歳以上の子どもに対する学校教育法第七十八条各号に掲げる目標の達成に向けた教育と家庭において養育されることが困難な子どもに対する保育とが一体として提供されることを勘案して規則で定める内容に基づくものであることなどの要件を満たした教育及び保育が行われなければならない。

8 職員の資質向上等

認定こども園においては、職員の研修計画を作成した上で研修が実施されるとともに、規則で定めるところにより、職員の資質の向上等が図られなければならない。

9 子育て支援事業

認定こども園においては、当該認定こども園の施設の所在地の市町と連携して、規則で定めるところにより、子育て支援事業が実施されなければならない。

10 管理運営等

認定こども園においては、すべての職員の協力の下に、認定こども園の長による一体的な管理運営が行われていることなどの要件を満たした管理運営等が行われなければならない。

三 施行期日

平成十八年十月十六日

特別職等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第四十七号）（人事室）

一 改正の要旨

知事、副知事、出納長、常勤の人事委員会の委員、常勤の監査委員及び教育長の退職手当について、当該手当の算定の基礎となる在職月数の計算方法を改めるため、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成十八年十月十六日

広島県福祉のまちづくり条例及び広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例（条例第四十八号）（行政管理室）

一 改正の要旨

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律と高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律を統合し、拡充した高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が制定されたことに伴い、引用する法律の題名等の整理を行った。

二 施行期日

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律附則第一条に規定する政令で定める日

県立学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例（条例第四十九号）（大学企画管理室）

- 一 改正の要旨  
県立広島大学において行う編入学試験に係る手数料を次のとおり設けた。

種 類	徴 収 対 象	金 額
入学者選抜料	編入学生として入学を志願する者	三〇、〇〇〇円

- 二 施行期日  
平成十八年十月十六日

消防職員等に対する賞、じゆつ金の授与に関する条例の一部を改正する条例 (条例第五十号) (危機管理室)

- 一 改正の要旨

消防組織法の一部が改正されたことなどに伴い、引用条項の整理を行った。

- 二 施行期日

平成十八年十月十六日

広島県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例 (条例第五十一号) (国保医療室)

- 一 改正の要旨

健康保険法等の一部を改正する法律において国民健康保険法の一部が改正されたことに伴い、市町に交付する広島県国民健康保険調整交付金のうち県普通調整交付金の基準額の基礎となる費用を改めるため、必要な改正を行った。

- 二 施行期日等

平成十八年十月十六日から施行し、平成十八年十月一日から適用する。

広島県屋外広告物条例の一部を改正する条例 (条例第五十二号) (都市総務室)

- 一 改正の理由

屋外広告業について登録制度を導入するとともに、景観行政団体である尾道市が屋外広告物等の規制に関する条例の制定及び改廃に関する事務を処理することとするため、必要な改正を行った。

- 二 改正の内容

1 屋外広告業の登録制度の導入

- (一) 屋外広告業の登録

県の区域 (広島市及び福山市の区域を除く。) 内で屋外広告業を営むとする者は、知事の登録を受けなければならないこととし、登録は五年ごとの更新とし

- (二) 登録の要件  
申請者が登録を取り消され、その処分があった日から二年を経過しない者などの事由に該当する場合は、登録を拒否しなければならないこととした。

- (三) 業務主任者の選任

屋外広告業者は、登録する営業所ごとに業務主任者を選任し、屋外広告物の表示等に関する法令の規定の遵守に関する業務などを総括させることとした。

- (四) 登録の取消し等

知事は、屋外広告業者が不正の手段により登録を受けたときなどの事由に該当する場合は、その登録を取り消し、又は営業の停止を命じることができることとした。また、この条例の必要な限度において、報告を求め、又は立入検査を行うことができることとした。

- (五) 手数料

次の表に掲げる手数料を定めた。

種 別	単 位	金 額
屋外広告業の登録申請手数料・屋外広告業の更新の登録申請手数料	一件につき	一〇、〇〇〇円

- (六) 罰則

知事の登録を受けずに営業した者、知事の営業停止命令に従わない者などに対して、一年以下の懲役、五十万円以下の罰金又は五万円以下の過料に処することができる規定を設けた。

- (七) その他

登録の申請に関する事項、登録事項の変更の届出に関する事項、登録の抹消に関する事項などを定めた。

- 2 景観行政団体が処理することとする事務の範囲等

屋外広告物法第二十八条の規定に基づき、尾道市が屋外広告物等の規制に関する条例の制定及び改廃に関する事務を処理することとした。

- 3 罰則の強化

罰金の多額を次のとおり引き上げた。

対象となる行為等	現行	改正案
知事の命令に違反した者	三〇万円	五〇万円
知事が求める報告又は資料の提出を行わないなどした者	一〇万円	二〇万円

4 その他必要な規定の整理を行った。  
三 施行期日

平成十九年四月一日。ただし、二二については、公布の日から一年六月を超えない範囲内において規則で定める日

広島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例 (条例第五十三号) (港湾管理室)

一 改正の理由

臨港交通施設駐車場の利便性の向上及び利用促進を図るため、駐車料の金額の改定及び単位の新設など、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 二十四時間までごとの駐車料の上限額の変更

知事が指定する臨港交通施設駐車場のうち尾道駅前港湾駐車場について、新たに一日を単位とした駐車料を設定するに当たり、近隣状況等を踏まえた金額を設定するため、二十四時間までごとの駐車料の上限額を変更した。

2 時間利用券の追加

知事が指定する臨港交通施設駐車場のうち次の駐車場について、駐車料の単位に時間利用券を追加した。

- (一) 広島港棧橋駐車場
  - (二) 広島国際フェリーポート駐車場
  - (三) 広島みなと公園駐車場
  - (四) 宇品波止場公園駐車場
  - (五) 尾道駅前港湾駐車場
- 三 施行期日  
公布の日から起算して三十日を経過した日

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例 (条例第五十四号) (警察本部)

一 改正の要旨

市町村合併の進展などに伴い、警察法施行令の基準に従って広島県広島北警察署等

の名称を次のとおり変更した。

改正前	改正後
広島県広島北警察署	広島県安佐南警察署
広島県西条警察署	広島県東広島警察署
広島県可部警察署	広島県安佐北警察署
広島県吉田警察署	広島県安芸高田警察署
広島県加計警察署	広島県山県警察署
広島県甲山警察署	広島県世羅警察署

二 施行期日

平成十九年四月一日

知事の附属機関の設置に関する条例を廃止する条例 (条例第五十五号) (行政管理室)

一 廃止の理由

広島県果樹農業振興審議会、広島県畜産振興審議会及び広島県漁業振興対策審議会  
は、果樹農業の振興計画に関する重要事項等を調査審議することとされていたが、審  
議案件の著しい減少に伴い、事務の簡素化・効率化の観点から意見聴取方法を見直す  
こととし、これらの附属機関を廃止するため、知事の附属機関の設置に関する条例を  
廃止することとした。

二 施行期日

平成十八年十月十六日

広島県食育基本条例 (条例第五十六号)

一 制定の理由

県民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、健全な心身と豊かな人間性をはぐくむた  
めの食育を推進することが緊要な課題となつていくことから、食育に関し、基本理念  
を定め、県の責務並びに県民、教育関係者、事業者等の役割を明らかにするとともに、  
基本的施策等を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、  
健康で豊かな県民生活の実現を図るため、必要な事項を定めた。

二 条例の内容

1 定義

この条例における教育関係者等、農林漁業者等及び食品関連事業者等の用語の意  
義を定める。

2 基本理念

(一) 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、県民の心身の健康増進と豊かな人間形成に資するよう推進されなければならない。

(二) 食育を推進するための活動は、県民、民間団体及び事業者の自発的意思を尊重し、これら多様な主体の協働及び連携により展開されなければならない。

(三) 食育は、地域の伝統的な食文化、環境と調和のとれた食料の生産及び消費等に配慮し、生産者と消費者との交流の促進、農林水産物の生産された地域内での利用及び消費の促進を図るとともに、食品の安全性などの食に関する幅広い情報の提供による適切な食生活の実践に資するよう推進されなければならない。

3 県の責務及び県民等の役割等

(一) 県の責務

県は、基本理念にのっとり、食育の推進のための総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

(二) 県民の役割

県民は、食育の推進において、家庭が重要な役割を担っていることを認識した上で、食に関する知識を深めるとともに、生活のあらゆる分野において、生涯にわたり健全な食生活の実現を図るよう努めるものとする。

(三) 教育関係者等の役割

教育関係者等は、あらゆる機会及び場所を利用して、積極的に食育の推進を図るよう努めるものとする。

(四) 農林漁業者等の役割

農林漁業者等は、安全な食料の供給を行うとともに、農林漁業に関する多様な体験機会の提供を通じ、自然の恩恵及び食に関わる人々の活動に対する県民の理解が深まるよう努めるものとする。

(五) 食品関連事業者等の役割

食品関連事業者等は、安全な食品を提供し、食に関する情報を提供するとともに、積極的に食育の推進に努めるものとする。

(六) 市町との連携

県は、市町が食育推進計画を作成するに当たって必要な助言を行うとともに、市町との連携を図るものとする。

(七) 財政上の措置

県は、食育の推進のために必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

4 基本的施策

(一) 広島県食育推進計画

広島県食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、広島県食育推進計画を作成するものとする。

(二) 家庭、職場及び地域社会における食育の推進

県は、家庭における健全な食習慣の確立がなされるよう、食育の推進を図るために必要な施策を講じるとともに、職場及び地域社会における食生活の改善を推進し、県民の健康を増進するため、専門的知識を有する者の活用等必要な施策を講じるものとする。

(三) 学校、保育所等における食育の推進

県は、子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長を図るため、学校、保育所等における教育活動、保育等の一環として行われる農場等での実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等の様々な体験活動等を通じて、食料の生産、食品の安全性、食の大切さ等についての理解を促進し、食と健康に関する知識を生活に生かす実践力を育てるよう必要な施策を講じるものとする。

(四) 地域における食生活改善のための取組の推進

県は、健康的で豊かな食生活を営む上で必要な知識及び経験を地域において普及させるため、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアの育成に努めるものとする。また、当該ボランティアが行う活動を支援するとともに、当該ボランティアの連携した活動が推進されるよう努めるものとする。

(五) 生産者と消費者との交流の促進等

(1) 県は、食品関連事業者等による情報の提供、消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が行う食育の推進に関する活動、生産者と消費者の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進など、食に対する県民の理解と関心の増進を図るものとする。

(2) 県は、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用の促進等により、県内で生産された農林水産物が県内において積極的に消費されるよう努めるものとする。

(六) 食文化の継承のための取組の促進

県は、地域の特色ある伝統的な食文化の継承を推進する取組を促進するよう努めるものとする。

(七) 食の安全性、食育に関する情報提供及び普及啓発

県は、食の安全及び安心に関する情報及び食育に係る活動に関する情報を、迅速かつ的確に提供するとともに、食育の推進に関する普及啓発に努めるものとする。

(八) 食育推進運動の展開

県は、県民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等、民間団体等が行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互の緊密な連携により展開されるとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう努めるものとする。

(九) ひろしま食育の日及びひろしま食育ウィーク

県内の食育の推進に関する普及啓発を図るため、十月十九日をひろしま食育の日とし、当該日の属する週をひろしま食育ウィークとする。

(十) 顕彰

県は、食育の推進に関する活動の一層の促進を図るため、食育の推進に功労のあった者の顕彰に努めるものとする。

5 広島県食育推進会議

(一) 広島県食育推進会議

食育基本法第三十二条第一項の規定に基づき、広島県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、広島県食育推進会議を設置する。

(二) 組織等

(1) 食育推進会議は、委員二十人以内で組織する。

(2) 委員の任期は、二年とする。

(三) その他

広島県食育推進会議の運営等について、必要な規定を設ける。

三 施行期日

平成十八年十月十六日

広島県文化芸術振興のまちづくり推進条例 (条例第五十七号)

一 制定の理由

合併地域をはじめとする地域の伝統的な文化芸術の継承及び発展を図るとともに、団塊の世代など定年退職後の高齢者等の活力を文化芸術活動に活用することが求められていることから、県、県民、民間団体等多様な主体が一体となって、文化芸術の振興によるまちづくりを推進するため、必要な事項を定めた。

二 条例の内容

1 定義

この条例における文化芸術、大学等及び民間団体の用語の意義を定める。

2 基本方針

(一) 文化芸術の振興によるまちづくりに当たっては、文化芸術活動を行う者(文化芸術活動を行う団体を含む。)の自主性及び創造性が十分に尊重されるとともに、多様な文化芸術の振興が図られるよう、県、県民、文化芸術施設、大学等及び民間団体がそれぞれの役割を担い、相互の協働及び連携により推進されなければならない。

(二) 文化芸術の振興によるまちづくりに当たっては、文化芸術は、地域の住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会を形成し、豊かな住民生活の実現のために、特に重要であるという認識に基づき、担い手となる人づくりを推進するとともに、文化芸術を将来の世代に引き継ぐよう努められなければならない。

3 県等の役割等

(一) 県の役割

(1) 県は、すべての世代の県民が、文化芸術に親しみ、自主的かつ主体的な活動を活発に行うことができるよう施策の推進に努めるものとする。

(2) 県は、文化芸術の振興を支援する人材の育成を図るとともに、文化芸術の振興を担う多様な主体の協働及び連携の推進に努めるものとする。

(3) 県は、高齢者が、豊富な知識及び経験を生かし、地域の文化芸術活動に積極的な役割を果たすことができるよう環境の整備に努めるものとする。

(二) 県民の役割

県民は、自主的かつ主体的な文化芸術活動を通じて、文化芸術を振興する役割を果たすよう努めるものとする。

(三) 文化芸術施設及び大学等の役割

文化芸術施設及び大学等は、その有する専門知識、人材、設備等を生かして、文化芸術活動への支援等を行うことにより、文化芸術を振興する役割を果たすよう努めるものとする。

(四) 民間団体の役割

民間団体は、文化芸術活動への支援に努めるとともに、事業活動を通じて、文化芸術を振興する役割を果たすよう努めるものとする。

(五) 市町との連携

県は、文化芸術の振興に関する施策の実施に当たって、市町との連携に努めるとともに、必要に応じて、市町相互間の連携による施策の推進が図られるよう協

4 力及び支援に努めるものとする。

県の施策

(一) 文化芸術に関するボランティア活動の推進

県は、文化芸術に関するボランティアの活動を推進するとともに、当該ボランティア活動の充実が図られるよう努めるものとする。

(二) 合併地域における文化芸術活動の推進

県は、市町村の合併が行われた地域(以下「合併地域」という。)における文化遺産及び伝統文化の保存、継承並びに活用を推進するため、県民、民間団体及び大学等並びに市町と連携し、必要な措置を講じるよう努めるとともに、合併地域の一体化を促進する新たな文化の創造に取り組み市町に対し、必要な助言及び支援を行うよう努めるものとする。

(三) 情報の収集及び提供

県は、県民の文化芸術活動の促進及び優れた地域文化芸術の形成に資するため、情報通信の技術の積極的な活用等により、文化芸術に関する情報の収集及び提供に努めるものとする。

(四) 民間団体等の支援活動の促進

県は、文化芸術活動に対して個人又は民間団体が行う対価を求めない支援活動が文化芸術の振興に果たす役割の重要性にかんがみ、その活動を促進するための普及啓発等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(五) 協働連携による文化芸術活動の推進

県は、県民、文化芸術施設、大学等及び民間団体が行う文化芸術活動が、地域の特性を生かしつつ、相互の緊密な連携により展開されるとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう努めるものとする。

(六) 顕彰

県は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者その他文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

三 施行期日

平成十八年十月十六日

条 例

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例をここに公布する。

平成十八年十月十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第四十六号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。)第三条第一項第四号及び第二項第三号の規定に基づき、教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定めるものとする。

(職員の配置)

第二条 認定こども園(法第三条第一項又は第二項の規定による認定を受けた施設をいう。以下同じ。)には、認定こども園の長一人を置かなければならない。

2 認定こども園には、子どもの保育に従事する職員を、付録の算式により算定した人数以上置かなければならない。この場合において、子どもに教育及び保育を提供している時間を通じて常時二人を下回ってはならない。

3 認定こども園には、第四条第一項に規定する学級ごとに、幼稚園教育要領(学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第七十六条に規定する幼稚園教育要領をいう。以下同じ。)に従って編成された教育課程に基づく教育を行い、又は学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第七十八条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う職員(次条において「学級担任」という。)を一人以上置かなければならない。

(職員の資格)

第三条 前条第一項に規定する認定こども園の長は、規則で定める要件に該当する者でなければならぬ。

2 前条第二項に規定する子どもの保育に従事する職員のうち満三歳に満たない子どもの保育に従事する者は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十八条の十八第一項の規定による登録（以下この条において「保育士登録」という。）を受けた者でなければならぬ。

3 前条第二項に規定する子どもの保育に従事する職員のうち満三歳以上の子どもの保育に従事する者は、教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七号）第四条第二項又は第四項に規定する免許状（幼稚園の教員の免許状に限る。以下この条において「幼稚園の教員免許状」という。）を有し、かつ、保育士登録を受けた者（以下この項において「併有者」という。）とする。ただし、知事が併有者とするのが困難であると認めるときは、幼稚園の教員免許状を有する者又は保育士登録を受けた者に代えることができる。

4 前項ただし書の規定にかかわらず、学級担任は、幼稚園の教員免許状を有する者（規則で定める場合にあつては、保育士登録を受けた者を含む。）でなければならぬ。

5 第三項ただし書の規定にかかわらず、満三歳以上の子どものうち長時間利用児（幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育を行い、又は学校教育法第七十八条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う時間のみ利用する子ども（以下「短時間利用児」という。）及び法第二条第六項に規定する子育て支援事業のみを利用する子ども）以外の子どもをいう。以下同じ。）の保育に従事する職員は、保育士登録を受けた者（規則で定める場合にあつては、幼稚園の教員免許状を有する者を含む。）でなければならぬ。

#### （学級の編制）

第四条 認定こども園においては、幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育を行い、又は学校教育法第七十八条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う時間について、満三歳以上の子どもで学級を編制しなければならない。

2 前項の規定により編制された学級の一学級の子どもの数は、三十五人以下でなければならない。ただし、知事がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

#### （園舎の面積）

第五条 認定こども園の園舎の面積（満二歳以上満三歳に満たない子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設及び設備並びに満二歳に満たない子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設及び設備を除いたものの面積をいう。）は、第四条第一項に規定する学級の数（以下この項及び次条において「学級数」という。）が一の場合には百八十平方メートル以上、学級数が一を超える場合は百平方メートルに当該学級数から二を減じて得た数を乗じて得た面積に三百二十平方メートルを加えて得た面積以上でなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

#### （施設及び設備）

第六条 認定こども園には、次に掲げる施設及び設備を設置しなければならない。ただし、規則で定める場合は、第二号又は第三号の規定は適用しない。

一 保育室又は遊戯室

二 屋外遊戯場

三 調理室

四 満二歳に満たない子どもの保育を行う認定こども園にあつては、乳児室又はほふく室

2 前項第一号の保育室又は遊戯室の面積は、満二歳以上の子ども一人につき一・九八平方メートル以上でなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

3 第一項第二号の屋外遊戯場の面積は、次に掲げる要件を満たさなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

一 満二歳以上の子ども一人につき三・三平方メートル以上であること。

二 学級数が二以下の場合には三十平方メートルに当該学級数から一を減じて得た数を乗じて得た面積に三百三十平方メートルを加えて得た面積に、学級数が二を超える場合は八十平方メートルに当該学級数から三を減じて得た数を乗じて得た面積に四百平方メートルを加えて得た面積に、それぞれ満二歳以上満三歳に満たない子どもの数に三・三平方メートルを乗じて得た面積を加えた面積以上であること。

4 第一項第四号の乳児室の面積は新生児（出生後二十八日を経過しない乳児をいう。以下この項において同じ。）一人につき一・六五平方メートル以上、ほふく室の面積は満



二歳に満たない子ども(新生児を除く。)一人につき三・三平方メートル以上でなければならぬ。

(建物等の配置)

第七条 法第三条第二項の規定による認定を受けた幼稚園及び保育所等においては、それぞれの用に供される建物及びその附属設備を同一の敷地内又は隣接する敷地内に設置しなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

(教育及び保育の内容等)

第八条 認定こども園においては、次の各号に掲げる要件を満たした教育及び保育が行われなければならない。

一 教育及び保育の内容が、就学前のすべての子どもを対象として満三歳以上の子どもに対する学校教育法第七十八条各号に掲げる目標の達成に向けた教育と家庭において養育されることが困難な子どもに対する保育とが一体として提供されることを勘案して規則で定める内容に基づくものであること。

二 認定こども園として目指すべき目標及び理念並びに運営の方針が明確であること。

三 教育及び保育に関する全体的な計画の編成並びに年、学期、月、週及び日々の指導計画の作成が規則で定めるところにより行われるとともに、それらの計画に基づき教育及び保育が展開されるものであること。

四 園舎、保育室、屋外遊戯場、遊具、教材その他の教育及び保育の環境の構成が規則で定めるところにより行われるものであること。

五 日々の教育及び保育の指導が規則で定めるところにより行われるものであること。

六 小学校教育との連携が規則で定めるところにより図られるものであること。

(職員の資質向上等)

第九条 認定こども園においては、職員の研修計画を作成した上で研修が実施されるときに、規則で定めるところにより、職員の資質の向上等が図られなければならない。

(子育て支援事業)

第十条 認定こども園においては、当該認定こども園の施設の所在地の市町と連携して、規則で定めるところにより、法第二条第六項に規定する子育て支援事業が実施されな

ればならない。

(管理運営等)

第十一条 認定こども園においては、次の各号に掲げる要件を満たした管理運営等が行われなければならない。

一 すべての職員の協力の下に、認定こども園の長による一体的な管理運営が行われていること。

二 保育に欠ける子どもに対する保育時間が、一日につき八時間を原則として、認定こども園の長により、子どもの保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して定められていること。

三 開園日数及び開園時間が、保育に欠ける子どもに対する保育を適切に提供できるよう子どもへの保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定められていること。

四 子どもへの保護者が多様な施設を適切に選択できるような情報の開示が努められていること。

五 入園する子どもの選考が公正に行われていること。

六 県、市町等と連携し、特別な配慮が必要な子どもの受入れが適切に配慮されていること。

七 耐震、防災、防犯その他子どもの健康及び安全を確保する体制が整えられていること。

八 保険等への加入を通じて、事故等が発生した場合の補償等の体制が整えられていること。

九 子どもへの視点に立つて自ら又は外部の者による評価等が行われているとともに、その結果の公表等を通じて教育及び保育の質の向上が図られていること。

十 認定こども園を利用する子ども、その保護者等からの苦情に対応する体制が整えられていること。

十一 安定的かつ継続的な運営に必要な経済的基礎を有していること。

(委任)

第十二条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定

める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(保育士登録に係る特例)

2 児童福祉法の一部を改正する法律(平成十三年法律第百三十五号)附則第四条の規定により児童福祉法第十八条の六に規定する保育士となる資格を有する者とみなされる者については、平成十八年十一月二十八日までの間は、第三条中「児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第十八条の十八第一項の規定による登録(以下この条において「保育士登録」という。)を受けた」及び「保育士登録を受けた」とあるのは、「保育士となる資格を有する」と読み替えるものとする。

付録(第二条関係)

$$\frac{\text{満1歳に満たない子どもの数} + \frac{\text{満1歳以上満3歳に満たない子どもの数}}{3} + \frac{\text{満3歳以上満4歳に満たない子どもの数}}{6} + \frac{\text{満4歳以上の子どものうち長時間利用児の数}}{35} + \frac{\text{満4歳以上の子どものうち長時間利用児の数}}{30}$$

特別職等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年十月十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第四十七号

特別職等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

特別職等の退職手当に関する条例(昭和三十四年広島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項を次のように改める。

4 第二項の在職月数の計算は、その任期の初日(教育長については、教育長に任命された日とする。)から起算してこれに相当する日の前日までを一月として行う。この場合

において、一月に満たない端数は、これを切り捨てる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

広島県福祉のまちづくり条例及び広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年十月十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第四十八号

広島県福祉のまちづくり条例及び広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例

(広島県福祉のまちづくり条例の一部改正)

第一条 広島県福祉のまちづくり条例(平成七年広島県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成六年法律第四十四号)第六条第一項」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第十七条第一項」に改める。

(広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部改正)

第二条 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例(平成十一年広島県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第三条の表の第二十三号を次のように改める。

二十三 削除

第三条の表の第二十五号の三の次に次の一号を加える。

(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律関係) 二十五の四 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第二十四条の規定により適用される建築基準法第五十二条第十四項第一号の許可	市町
--	----